

令和2年1月28日

県政記者クラブ報道機関 各位

山形県商工労働部

## 株式会社大沼の閉店に係る県の対応について

株式会社大沼の閉店に伴い、下記のとおり対応することとしましたので、お知らせします。

### 1 「株式会社大沼に関する特別雇用相談窓口」の設置

閉店により影響を受けた従業員の方などのための雇用相談窓口を商工労働部雇用対策課及び各総合支庁地域産業経済課内に設置。

#### <概要>

- ① 設置期間：令和2年1月28日（火）から当分の間  
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
- ② 設置場所：県庁8階 商工労働部 雇用対策課及び各総合支庁地域産業経済課内
- ③ 相談時間：午前8時30分～午後5時15分
- ④ 対応：職員が、面談又は電話により対応
- ⑤ 電話番号：雇用対策課 023-630-2711  
村山総合支庁地域産業経済課 023-621-8443  
最上総合支庁地域産業経済課 0233-29-1306  
置賜総合支庁地域産業経済課 0238-26-6043  
庄内総合支庁地域産業経済課 0235-66-5484

### 2 「株式会社大沼に関する特別金融相談窓口」の設置

取引先の中小企業者のための金融相談窓口を商工労働部中小企業振興課及び各総合支庁地域産業経済課内に設置。

#### <概要>

- ① 設置期間：令和2年1月28日（火）から当分の間  
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
- ② 設置場所：県庁8階 商工労働部 中小企業振興課及び各総合支庁地域産業経済課内
- ③ 相談時間：午前8時30分～午後5時15分
- ④ 対応：職員が、面談又は電話により対応
- ⑤ 電話番号：中小企業振興課 023-630-2359  
各総合支庁 1に同じ

### 3 山形県商工業振興資金融資制度（経営安定資金第2号）による対応

山形県商工業振興資金融資制度（経営安定資金第2号）により取引先の中小企業者の資金繰りを支援。

#### <貸付条件>

- ① 貸付対象者 取引先、他社の倒産等により、経営に支障をきたしている中小企業者
- ② 資金使途 経営の安定に必要な運転資金
- ③ 貸付利率 年1.6%（固定）
- ④ 貸付限度額 8,000万円
- ⑤ 貸付期間 7年以内（うち据置2年以内）
- ⑥ 認定機関 商工会議所・商工会（NPO法人の場合は県）

### 4 セーフティネット保証制度1号（大型倒産発生により影響を受けている中小企業者）の大臣指定を政府に要請

#### <参考>セーフティネット保証1号

- ① 制度概要 大型倒産事業者に対し、売掛金債権等を有する（50万円以上又は取引割合が20%以上）ことにより資金繰りに支障が生じている中小企業者の保証限度額の別枠化を図るもの
- ② 保証限度額 2億8千万円（通常の保証枠とは別枠）
- ③ 保証率 融資額の100%を保証
- ④ 保証料率 1.0%（商工業振興資金融資制度を利用した場合は、県及び市町村の保証料補給により、企業負担はゼロ）

1 について

担 当：商工労働部雇用対策課  
課長補佐 小林 (023-630-2379)

2～4 について

担 当：商工労働部中小企業振興課  
課長補佐 古瀬 (023-630-3950)

報道監：商工労働部次長 大通